

# 安佐南区ケアプラン作成機関連絡会規約

## 1. 名称

本会は、安佐南区ケアプラン作成機関連絡会と称する。

## 2. 事務所

本会は、主たる事務所を安佐南区社会福祉協議会内に置くこととする。

## 3. 目的

本会は、次の各項を目的とする。

- (1) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等の職員の資質向上に努める。
- (2) 介護保険に関する知識・技術の向上に努める。
- (3) 事業所並びに会員間の相互の交流や、行政及び地域との連携に努める。

## 4. 活動

- (1) 連絡会を原則として奇数月の第3水曜日の午後に定例開催する。
- (2) 本会は、広島県介護支援専門員協会安佐南区ブロックとの密接した連携により運営されることとする。
- (3) 災害発生時（レベル4以上）または感染症拡大時（緊急事態宣言）等、役員協議によって連絡会開催の延期または中止を決定する。

## 5. 会員

### (1) 正会員

本会の正会員は、本会の目的に賛同する安佐南区内のケアプラン作成機関（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター）とする。

### (2) 準会員

本会の準会員は、本会の目的に賛同する個人（介護支援専門員）及び安佐南区外の居宅介護支援事業所、安佐南区内の小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護、並びに役員会にて特に認めたものとする。

## 6. 入会

本会に入会する場合、初年度の年会費を納入した上で、所定の申込書を提出し役員会の承認を受けなければならない。

## 7. 退会

会員は次の各号のいずれかに該当するに至った時には会員の資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会費を2年以上納入しなかったとき。
- (3) 事業所を廃止したとき

## 8. 会費

### (1) 正会員

会費は年度（4月1日から翌年3月31日）単位とし、4月1日時点の所属人数に1,000円を乗じた額とする。ただし、その額の上限は3,000円とする。

- ① 年度途中の入会については、入会月の初日における所属人数に1,000円を乗じた額（上限3,000円）とする。
- ② 年度途中の退会については、納入済みの当該年度会費の返還はしないものとする。

## （2）準会員

会費は年度（4月1日から翌年3月31日）会費とし、個人又は一機関、年額3,000円とする。

- ① 年度途中の入会についても、年額3,000円とする。
- ② 年度途中の退会については、納入済みの当該年度会費の返還はしないものとする。

## （3）その他

正会員、準会員以外の個人が研修会に参加を希望する場合は1回3,000円徴収する。但し役員会が認めた者についてはその限りではない。

## 9. 役員

（1）本会に次の役員・監事を置く。

会 長 1名    副会長 2名    幹事 3名程度（事業所）    監事 1名

（2）副会長、幹事の人数については、会の実情に応じ変更することができる。

また本会の会員である各地域包括支援センターの職員については、本会の役員には選出されないが、本会の会務執行などについてオブザーバーとして本会の運営に従事する。

（3）会長及び副会長、幹事は以下の職務を主に行う。

- ① 会長は、この会を代表し、会の業務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- ③ 幹事は会の運営実務を遂行する。

（4）監事は、安佐南区社会福祉協議会が担うものとし、本会の会計及び運営状況を監査する。

（5）役員会を原則として毎事業年度6回以上開催する。会長が必要に応じて招集し、連絡会の運営事項等について協議する。

（6）役員任期

- ① 役員任期は1期2年とする。（任期1年は4月1日から翌年3月31日まで）
- ② 役員が欠けた場合は役員会の協議により、補欠役員を選出を行うか、もしくは他の役員が兼務することができる。任期は前任者の残任期間とする。

（7）役員選出

役員は、正会員事業所における職員の中から立候補による互選とする。立候補者がない場合は、当番制とする。

## 10. 研修

本会は第3条の目的を達成するため、研修会を開催する。

(1) 本会の行う研修会は、会員の意見を集約しながら役員会で企画を行う。

(2) 研修会講師料及び旅費については、標準単価は、おおよそ次のとおりとする。

① 講師料	
標準単価	職種等
1時間以内 15,000円 ※以後30分ごとに7,500円を加算	医師、歯科医師、弁護士、 公認会計士、教授
1時間以内 10,000円 ※以後30分ごとに5,000円を加算	司法書士、准教授、薬剤師、看護師、 社会福祉士、介護福祉士 他
② 旅費	
標準単価	状況等
旅費なし	移動なくオンライン
一律 1,000円	自動車等で会場
実費負担	公共交通機関で会場。高速代等。

## 11. 運営費

(1) 会計

① 本会の運営費は、会費、広島市域居宅介護支援事業者協議会からの交付金及び寄付金他をもってこれに充てる。

② 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 12. 規約の変更

この規約の変更は、役員会にて協議し、正会員の過半数の賛成によって議決する。

- [附則] この規約は平成18年10月 1日より施行する。  
この規約は平成21年 4月 1日より一部改正とする。  
この規約は平成22年 4月 1日より一部改正とする。  
この規約は平成25年 4月 1日より一部改正とする。  
この規約は平成29年 4月 1日より一部改正とする。  
この規約は令和 4年 4月 1日より一部改正とする。  
この規約は令和 5年 5月 1日より一部改正とする。